

各 位

株式会社 東北銀行

経済産業省「キャッシュレス・消費者還元事業」への 参加について

株式会社東北銀行（取締役頭取 村上尚登）は、2019年10月1日より経済産業省の「キャッシュレス・消費者還元事業」に、決済事業者として参加することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 「キャッシュレス・消費者還元事業」（ポイント還元事業）とは

2019年10月1日の消費税率引き上げに伴い、需要平準化策として、キャッシュレス対応による生産性の向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引き上げ後の9か月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援するものです。

2. 対象のお客さま

当行キャッシュカードを発行している普通預金口座をお持ちの「個人のお客さま」が対象となります。

3. 対象のサービス

デビットカードサービス（J-Debit<ジェイデビット>）によるお支払いが対象となります。

※取扱内容などの詳細は、当行ホームページをご覧ください。

<http://www.tohoku-bank.co.jp/news/topics/191001cashless.html>

以上

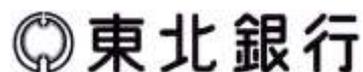
【本件に関するお問い合わせ】

支店統括部（担当：村上）

電話番号：019-651-6716

事務統括部（担当：藤村）

電話番号：019-654-1311



〒020-0023 盛岡市内丸3番1号

電話番号 019-651-6161

F A X 019-653-1291

ホームページ <http://www.tohoku-bank.co.jp>